

住所
団体名
代表者氏名
電話
ファックス

決裁区分	市 長	副市長	部 長	課 長	班 長	班 員	取扱者	受 付	令 和 ・
									起 案 ・
備 考 岩国城条例第10条、岩国城条例施行規則第6条、岩国城索道条例第8条、 岩国城索道条例施行規則第6条、錦帯橋条例第8条、錦帯橋条例施行規則 第7条の規定により、岩国市観光施設を減額又は免除してよろしいか。								許 可 書 発 行	令 和 ・
								許 可 番 号	第 号